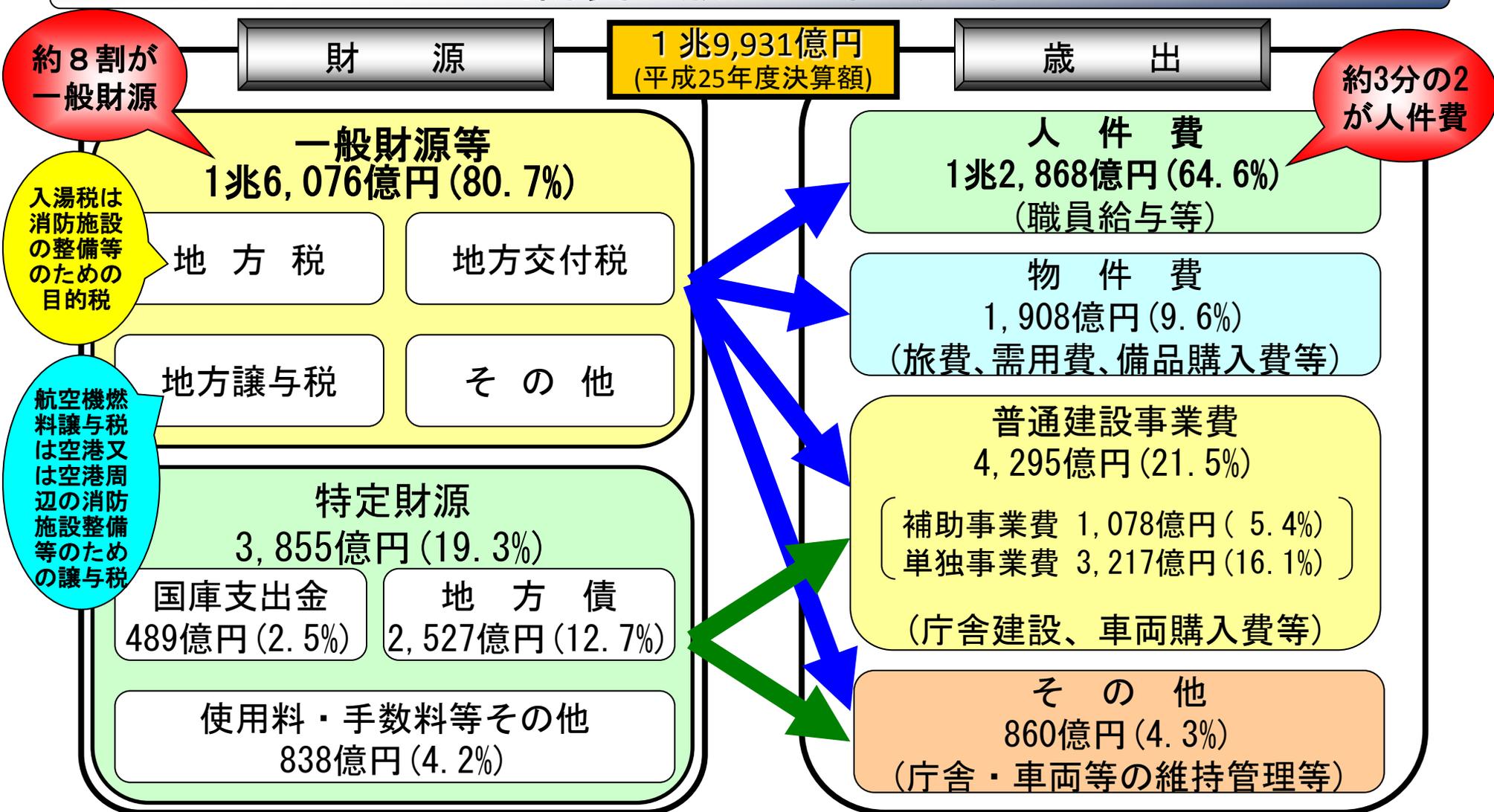


消防財政の仕組みについて

資料4

消防費の歳出とその財源



※一般財源等の割合

民生費：62.6%、衛生費：69.9%、労働費：19.7%、農林水産業費：40.3%、
商工費：17.7%、土木費：43.8%

※人件費の割合

民生費：7.4%、衛生費：17.7%、労働費：11.5%、農林水産業費：16.9%、
商工費：3.8%、土木費：6.9%

消防費に係る基準財政需要額の算定方法

単位費用

×

人口

×

補正係数

(平成27年度)

(平成27年度)

標準団体

人口：100,000人
人口密度：450人/km²
常備消防
ヘリコプターなし
石油コンビナートなし
一般財源：11億3,063万円

消防本部：1本部
消防署所：1署、3出張所
消防ポンプ自動車：10台
救助工作車：1台
高規格救急自動車：5台
職員数：129人(兼務2人)
分団数：15分団
団員数：570人

平27単位費用：11,300円
(人口一人当たりの費用)

段階補正 × 密度補正 I × 普通態容補正 + (密度補正 II - 1)
+ 経常態容補正 + (事業費補正 - 1)

○段階補正

人口(測定単位)の増減に応じて、人口一人当たりの費用の増減を反映

○密度補正 I

人口密度の減少に伴って増加する財政需要を反映

○普通態容補正

都市的形態の違いによる行政質量差や消防の常備化状況による行政権能差を反映

○密度補正 II

石油コンビナート等における防災要員等の財政需要を増額算入

○経常態容補正

市町村合併の時点では想定されていなかった合併市町村の署所に関する財政需要を反映

○事業費補正

施設整備事業(一般財源化分)元利償還金の全額を増額算入

人口が多いと費用が割安
25万人：0.820
15万人：0.900
10万人：1.000
5万人：1.140

人口密度が低いと費用が割高
450人/km²：1.00
300人/km²：1.01
150人/km²：1.04
100人/km²：1.07
50人/km²：1.16

都市化が進むと費用が割高

特定の団体で費用が発生

特定の団体で費用が発生

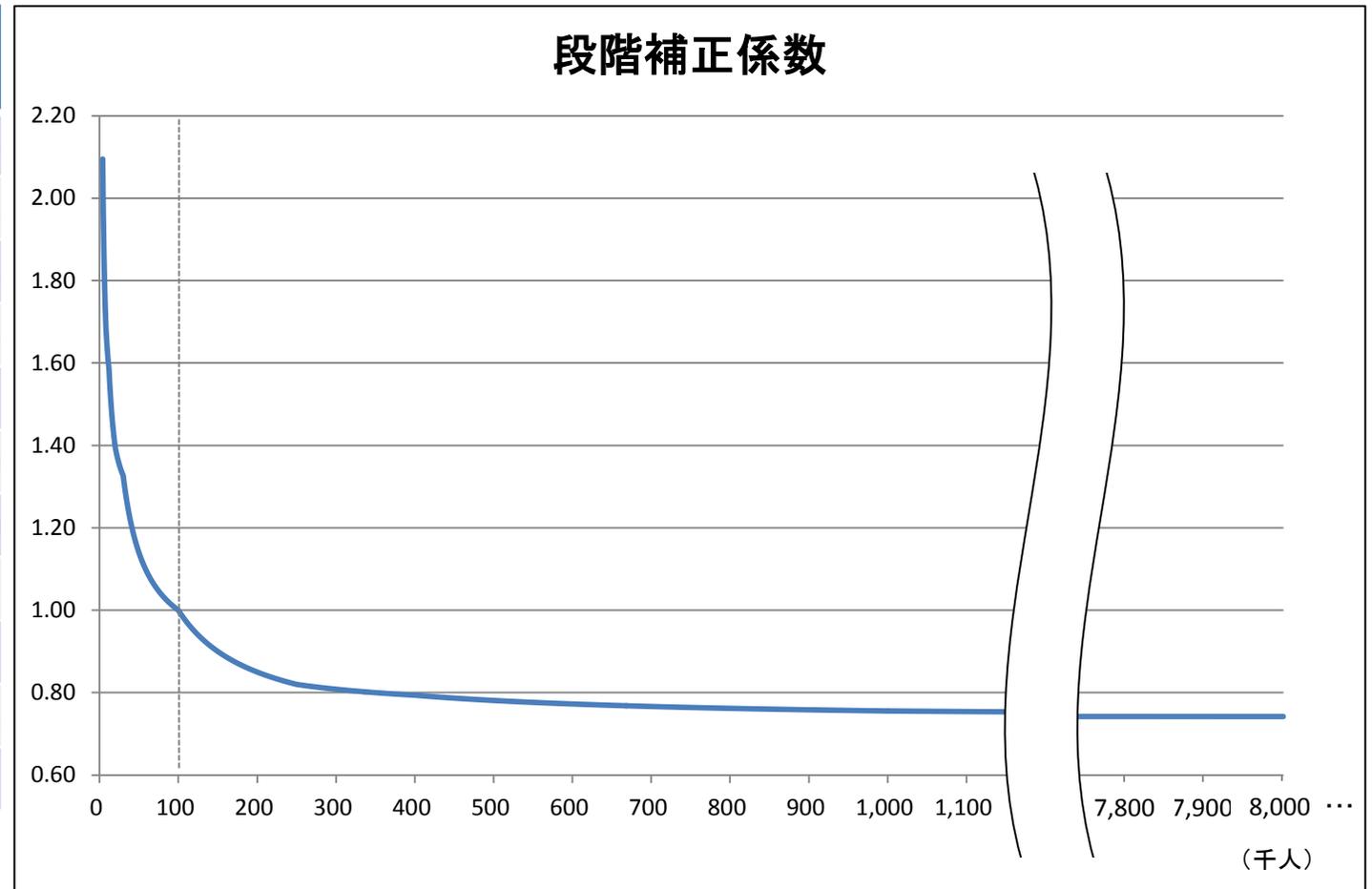
特定の団体で費用が発生

消防費に係る段階補正について

(平成27年度)

人口を測定単位としている消防費については、人口規模によるスケールメリットを反映させるため、段階補正係数を定めている。

人口(人)	段階補正係数
4,000	2.095
8,000	1.693
12,000	1.585
20,000	1.395
30,000	1.327
(標準団体) 100,000	1.000
250,000	0.820
400,000	0.794
1,000,000	0.756
2,000,000	0.748
8,000,000	0.742

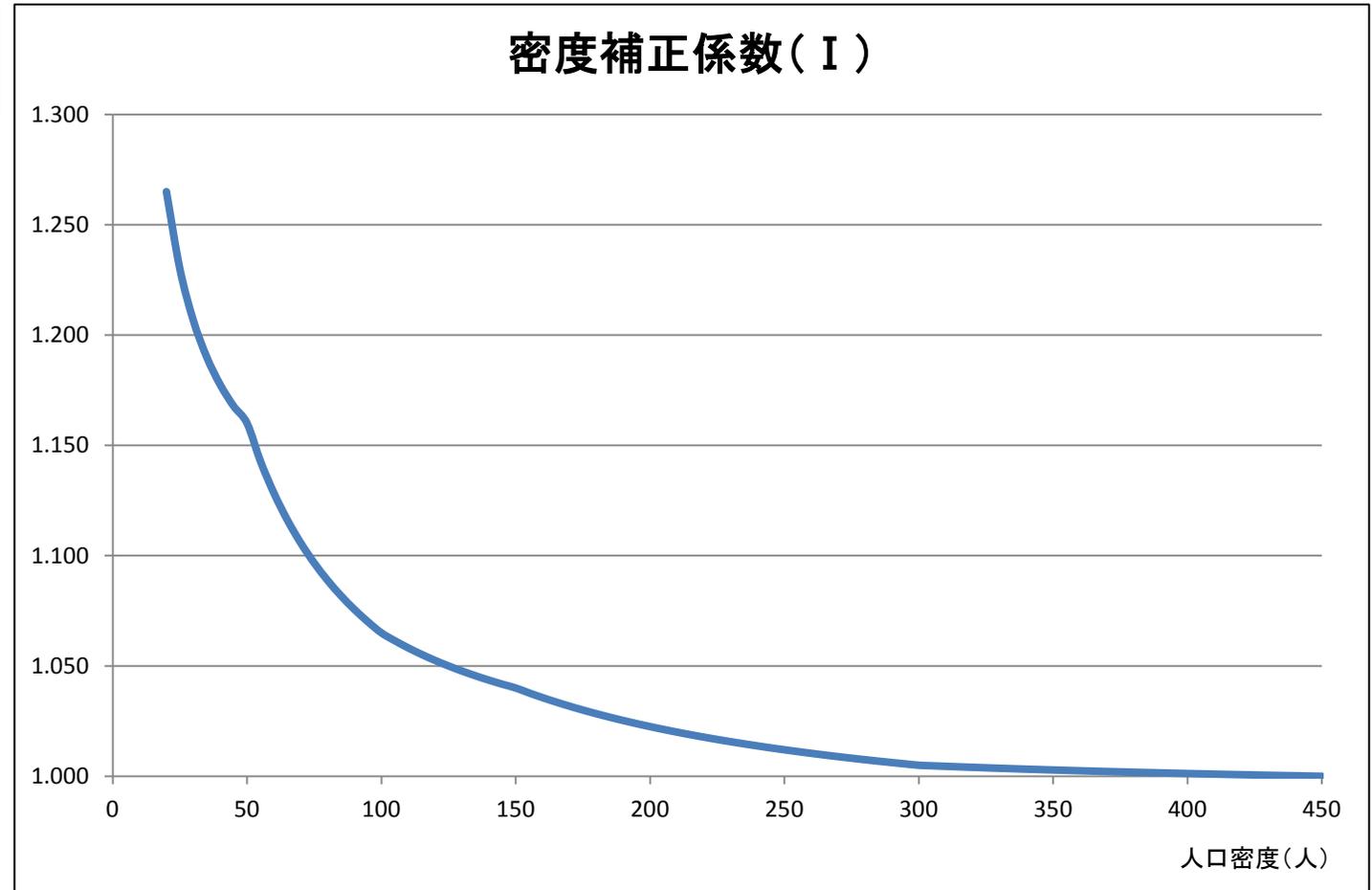


消防費に係る密度補正（I）について

（平成27年度）

消防費については、人口密度（総人口÷総面積）が450人／km²より低くなるに従って、行政経費が割高になることを反映させるため、密度補正係数（I）を定めている。

人口密度 （人／km ² ）	密度補正係 数（I）
（標準団体） 450	1.00
300	1.01
150	1.04
100	1.07
50	1.16
20	1.27



消防の広域化に対する財政措置(平成27年度)

市町村分

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置を行う。

緊急防災・減災事業債

○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

※ 消防署所等 消防署、出張所及び指令センター

1 消防署所等の整備

[緊急防災・減災事業債]

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

[一般単独事業債]

(3) (1)、(2)以外の整備
充当率90% [通常充当率: 75%]

2 消防指令センター(指令装置等)の整備 [緊急防災・減災事業債]

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

3 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

4 その他

○ 特別交付税措置について

消防の広域化の準備に要する経費及び消防の広域化に伴い臨時的に必要となる経費について特別交付税措置を講じる。

○ 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

1 消防広域化推進経費

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付税]

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。